

「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」の一部改正について

平成 31 年3月 29 日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)及び介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成 29 年厚生労働省告示第 320 号)の解釈、適用等について定めた「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」について下記のとおり必要な改正を行います。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改訂版要領)	改正箇所	現行	改正												
1	P2	(2)①	J. TEST 実用日本語検定(特定非営利活動法人日本語検定協会が実施するJ. TEST 実用日本語検定をいう。以下同じ。)	J. TEST 実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ. TEST 実用日本語検定をいう。以下同じ。)												
2	別紙	(別紙1)対象施設	<table border="1"> <tr> <td>老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定介護予防通所介護</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	(略)	指定介護予防通所介護	(略)	—	(略)	<table border="1"> <tr> <td>老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	(略)	(削除)	(略)	介護医療院	(略)
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業																
(略)																
指定介護予防通所介護																
(略)																
—																
(略)																
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業																
(略)																
(削除)																
(略)																
介護医療院																
(略)																